



AirLife一般販売規約 - 国際版

発効日：2026年1月1日

1. 定義

「**関係会社**」とは、株式会社、事務所、パートナーシップ、有限責任会社その他の法人格の有無を問わない事業体であって、当事者の議決権その他の支配権の50%以上を直接的又は間接的に保有するもの、当事者により議決権その他の支配権の50%以上を直接的又は間接的に保有されているもの、又は当事者と共通の者により議決権その他の支配権の50%以上を直接的又は間接的に保有されているもの、並びに個人、事務所、パートナーシップ、株式会社、有限責任会社又はその他の事業体であって、当事者により実質的に支配されているもの、当事者を実質的に支配しているもの、当事者と共通の支配下にあるものをいいます。

「**AirLife**」とは、該当する場合に応じて、AirLife Australia Holdings Pty Ltd.、AirLife France SAS、AirLife Germany GmbH、AirLife Japan G.K.、AirLife Netherlands Holdings B.V.及びSalter Labs UK Limitedをいいます。

「**機密情報**」とは、当事者（関係会社を含む。）に属する又は当事者若しくは本製品に関する一切の機密情報をいい、これには、営業秘密、製品計画、設計及びその関連情報、市場情報、予測、マーケティング、広告、競合環境及び競合他社に関する情報、当事者の業務、財務、価格設定、事業、投資家及び予算に関する情報、当事者の技術的及び戦略的計画、部品、当事者及びその製品に関する規制情報並びに規制対応に関する情報、及び特許出願を含みますが、これらに限定されません。

「**顧客**」とは、AirLifeから本製品を購入する個人、事務所、会社又は団体をいいます。

「**欠陥製品**」とは、公表されている仕様に適合しない本製品をいいます。

「**本規約**」とは、本一般販売規約をいいます。

「**知的財産権**」とは、AirLife又はAirLifeの関係会社に属する一切の情報をいい、これには、特許、ブランド名、商標、意匠及びモデル（登録の有無を問わない。）、ロゴ、商号、営業秘密、著作権、著作者の権利、著作隣接権、データベース権、発明、独自の方法及びノウハウ、秘密保持に基づく権利又はパッシングオフに係る権利、データベース、技術情報、営業情報又は財務情報並びに一又は複数の国において保護されるその他一切の知的財産権を含みますが、これらに限定されません。

「**本製品**」とは、本規約に従いAirLifeが顧客に供給するすべての製品をいい、詳細は該当する見積書又は発注書に定めるところによります。

「**発注書**」とは、AirLifeが隨時指定する様式により、顧客がAirLifeに提出する本製品購入のための書面による注文書をいいます。

「**保証期間**」とは、書面による別段の定めがない限り、本製品が顧客に出荷された日から1年間の期間をいいます。

2. 適用範囲

本規約は、別途書面による契約が適用される場合を除き、AirLifeから顧客への本製品の販売に適用されます。本規約に抵触する、又は本規約に追加される販売条件、特に顧客の発注書その他の標準的な商取引文書に記載される条件は、当事者双方が書面により明示的に合意しない限り、いかなる効力も有しないものとします。

3. 契約の成立

3.1. AirLifeが行う各見積りは、書面により明示的に別段の定めがある場合を除き、特定の本製品の販売について何らの義務を負うものではありません。本製品に関する見積りは、あくまで価格の見込みを示すものにすぎず、申込みを構成するものではありません。見積書に別段の記載がない限り、見積りの有効期間は発行日から30日間とします。顧客が明示的であるか黙示的であるかを問わず見積りを承諾した場合、当該見積書に



は本規約が組み込まれるものとみなされます。見積りに基づきAirLifeが顧客の発注書を受領したときは、当該発注書に本規約が組み込まれることについて、顧客が默示的に承諾したものとみなされます。

- 3.2. 購入者が提出したいかなる発注書も、AirLifeが書面による注文確認書を発行するまで、又は（それ以前であれば）AirLifeが本製品を購入者に引き渡すまで、AirLifeにより承諾されたものとはみなされません。発注書を承諾するか否かは、AirLifeの裁量に委ねられます。
- 3.3. 顧客がAirLifeに発注書を提出すること、又はAirLifeからの納品を受領することは、両当事者が署名した書面により別途明示されない限り、取引慣行、商慣習、取引実務又は継続的取引関係に基づいて默示的に適用される条件のいずれをも排除した上で、顧客が本規約を明示的かつ無条件に承諾したものとみなされます。また、顧客の標準取引条件は、本規約に対する反対申込みとは解釈されないものとします。
- 3.4. 顧客による、承諾済みの発注書の変更、全部又は一部の取消しは、AirLifeが書面により同意した場合にのみ行うことができるものとします。AirLifeは、当該変更又は取消しに関連して発生した一切の費用を顧客に請求する権利を有し、顧客はこれを支払うものとします。
- 3.5. 電子署名及び電子的な連絡手段は、有効かつ法的拘束力を有するものとします。
- 3.6. 書面による別段の合意がない限り、以下に定める注文処理手数料を適用します。該当する最低発注金額を上回る注文については、最低注文手数料は課されないものとします。

AirLife契約主体	最低発注金額	注文処理手数料
AirLife Australia Holdings Pty Ltd.	300 AUD	40 AUD
AirLife France SAS	300 EUR	50 EUR
AirLife Germany GmbH	200 EUR	20 EUR
エアライフジャパン合同会社	30,000円	3,000円
AirLife Netherlands Holdings, B.V.	1,000 USD	50 USD
	900 EUR	50 EUR
	900 GBP	50 GBP
Salter Labs UK Limited	250 GBP	25 GBP

4. 本製品の内容

- 4.1. 本製品の内容は、AirLifeの見積書又は注文確認書に記載されたとおりとします。AirLifeが発行するすべてのサンプル、図面、説明資料、広告、並びにAirLifeのカタログ又はパンフレットに記載された説明又は図示は、記載された本製品の概要を示すことのみを目的として提供又は公表されるものであり、本規約の一部を構成するものではありません。また、見本売買でもありません。
- 4.2. AirLifeが将来の製品に関して示す構想又は見通しは、当該将来製品又はそのバージョンが開発又は販売されることをAirLifeが保証するものではありません。顧客は、本件契約に基づいて提供される本製品が、かかる将来製品又はそのバージョンの開発又は提供を条件とするものではないことを理解し、同意するものとします。

5. 価格及び支払い

- 5.1. AirLifeが書面により別途合意しない限り、本製品の価格は、納品日において公表されているAirLifeの価格表に定める価格とします。本製品の価格には、付加価値税（該当する場合）並びに輸送費、梱包資材費、据付費、運送費、保険料及び追加作業費は含まれないものとします。
- 5.2. 顧客は、本製品の対価を支払うべきときに、付加価値税並びに輸送費、梱包資材費、据付費、顧客の求めにより24時間以内の納品が必要となる本製品の運送に係る費用、保険料及び追加作業費の一切を支払うものとします。



- 5.3. 第5.6項及び第5.8項を条件として、AirLifeが書面により別途合意しない限り、本製品の代金は、請求書に記載された条件及び通貨に従って支払期日が到来するものとします。支払期限は厳守されるものとします。請求書に支払条件又は通貨の記載がない場合には、本製品の代金は、請求書発行日から30日以内にユーロ建てで支払われるものとします。
- 5.4. 掛取引の顧客については、支払いは原則として月次とし、請求書記載の金額に従って行うものとします。掛取引でない顧客については、納品前に全額を支払うものとします。
- 5.5. 掛取引口座の開設を希望する顧客は、信用度を確認できる銀行照会先及び取引先照会先を提出するものとします。
- 5.6. 支払期日までに支払いがなされない場合、AirLifeは、遅延金として利息を請求する権利を有します。当該利率は、支払期日から実際の支払日までの期間における未払残高に対して月2%又は法令により許容される最大利率のいずれか低い方とします。
- 5.7. AirLifeに対するいざれかの請求書の支払いが遅延した場合、AirLifeは、当該請求書に係る本件契約の履行及び／又はその時点で顧客とAirLifeとの間に存在するその他の契約の履行を、当該請求書が支払われるまでの期間、停止することができます。
- 5.8. AirLifeは、上記第5.6項の規定に基づき履行を停止した場合、その後、顧客に対して提供する支払条件を変更する権利を留保します。
- 5.9. 本件契約に基づきAirLifeに支払われるべきすべての金額は、他のいかなる定めにかかわらず、本件契約が終了した時点で直ちに支払期限が到来するものとします。
- 5.10. 請求金額は全額支払われるものとします。顧客は、相殺、反対債権の主張、値引き、減額その他のいかなる方法によるものであっても、一切の控除をすることなく、本件契約に基づき支払うべきすべての金額を全額支払うものとします。ただし、裁判所の有効な命令により、当該控除額と同額をAirLifeが顧客に支払うことが命じられている場合を除きます。

6. 納品

- 6.1. 顧客は、AirLifeに対して完全かつ正確な納品先住所情報を提供し、当該情報が注文確認書に正しく記載されていることを確認する責任を負うものとします。
- 6.2. AirLifeは、本製品を注文確認書に記載された場所、又は当事者間で合意したその他の場所に納品するものとします。
- 6.3. 本製品の納品日としてAirLifeが示す日付はいずれも目安であり、AirLifeからの通知によっても納品期日が本質的な条件とされることはありません。日付が特に定められていない場合、納品は相当な期間内に行われるものとします。
- 6.4. 顧客は、翌日納品その他の特急納品を要請することができ、かかる要請はAirLifeの裁量により承諾される場合があります。
- 6.5. 本規約の他の条項に従うことを条件として、AirLifeは、本製品の納品の遅延に起因して直接的又は間接的に生じたいかなる損失についても責任を負いません。これには、制限なく、純粋な経済的損失、逸失利益、事業の損失又は中断、信用の低下、評判の毀損及びこれらに類する損失、並びに費用、損害、請求、料金又は経費が含まれます。また、当該遅延がAirLifeの過失に起因するものである場合であっても、かかる遅延を理由として、顧客が本件契約を解除又は取り消すことはできません。ただし、当該遅延が180日を超える場合はこの限りではありません。
- 6.6. いかなる理由であれ、本製品の納品準備が整ったにもかかわらず顧客が受領しない場合、又は顧客が適切な指示、書類、許諾若しくは承認を提供しないことによりAirLifeが本製品を期限どおりに納品できない場合には、以下の各号が適用されます。



- 6.6.1. 本製品に係る危険負担は、AirLifeの過失に起因する滅失又は損傷を含めて顧客に移転します。
 - 6.6.2. 本製品は、納品されたものとみなされます。
 - 6.6.3. AirLifeは、納品までの間、本製品を保管することができ、その場合、顧客は、これに関連するすべての費用及び経費（保管費用及び保険料を含むが、これらに限定されない。）を負担するものとします。
- 6.7. AirLifeが顧客に対し、発注書又は注文確認書に記載された数量に対して±10%の範囲内で増減した数量の本製品を納品した場合であっても、顧客は、当該過不足を理由として本製品の全部又は一部について異議を述べ、又は受領を拒否することはできないものとし、当該本製品に対して本件契約に定める単価に基づき按分計算した価格を支払うものとします。
- 6.8. AirLifeは、本製品を分割して納品することができます。各分割納品分については、本件契約の規定に従って請求され、支払われるものとします。
- 6.9. 各分割納品分は、それぞれ独立した本件契約を構成するものとし、いずれかの分割納品分に係る本件契約の取消し又は解除がなされたとしても、他の分割納品分又は本件契約を否認又は取り消す権利を顧客に付与するものではありません。

7. 納品場所

- 7.1. AirLifeが書面により明示的に別途合意しない限り、AirLifeは顧客に対して本製品を納品し、納品は顧客の施設において行われるものとします（「納品場所」）。
- 7.2. 顧客は、納品場所において、本製品の受領に必要かつ適切な設備及び人手を、自己の費用と責任において用意するものとします。

8. 輸送中の滅失、数量不足又は損傷

- 8.1. AirLifeは、輸送中の本製品の滅失、数量不足又は損傷について、以下の各号のすべてを満たす場合を除き、責任を負いません。
- 8.1.1. 当該滅失、数量不足又は損傷が、AirLifeの過失により生じたものであること。
 - 8.1.2. 滅失、数量不足又は損傷について、運送業者及びAirLifeに対して書面で通知されていること。なお、損傷又は数量不足の場合には納品日から3日以内に、不納品の場合には通常の取引過程において本製品が納品されるべきであった日から相当期間内に通知されていること。
 - 8.1.3. 本製品に損傷がある場合には、顧客がAirLifeのカスタマーサービス部門に通知し、かつ、当該本製品を納品日から30日以内に検査のためAirLifeに返送していること。

9. 返品

- 9.1. 納品前に発注書を受領した本製品について、その設計に改良が加えられた場合、AirLifeは、顧客に通知した上で、合理的な範囲内で当該本製品の設計を変更することができます。ただし、以下の条件を満たすことを要します。
- 9.1.1. 変更後の本製品の性能及び品質が、発注された本製品と同等以上であること。
 - 9.1.2. 顧客の同意がない限り、価格の変更が行われないこと。また、当該変更により納品が不当に遅延しないこと。
- 9.2. 顧客の仕様に基づき製造される本製品に関する注文について、顧客が当該注文の変更を求めた場合、AirLifeは、その裁量により、当該本製品の請求金額の25%に相当する額を変更手数料として顧客に請求することができます。
- 9.3. 第12条の保証に適合しない本製品の場合、又は販売者の過誤により誤納品がなされた場合を除き、顧客が本製品の返品を希望し、かつAirLifeがこれを受領することに同意した場合、AirLifeは、25%の割合による在庫手数料を顧客に請求する権利を有します。いかなる返品についても、返送に要する費用は顧客の負担とし、本製品は未使用であり、かつ、再販売可能な良好な状態でなければなりません。



- 9.4. 第9.3項に基づき返品される本製品が未使用でなければならないことにかかわらず、顧客は、いかなる理由によるものであっても（修理のために本製品を販売者に送付する場合を含むが、これに限定されない。）、本製品をAirLifeに返送する前に、当該本製品からすべてのユーザーデータ（患者データを含むが、これに限定されない。）を消去するものとします。
- 9.5. 顧客は、いかなる理由によるものであっても（修理又は交換のために本製品を販売者に送付する場合を含むが、これに限定されない。）、AirLifeに返送される本製品に、適用されるプライバシー及びデータ保護に関する法令又は規則において定義される個人データが一切含まれていないことを保証するものとします。
- 9.6. AirLifeは、顧客の合理的な要請に応じて、特定の本製品を梱包又は束ねて一つのキットを構成することができます（「カスタムキット」）。顧客は、カスタムキットの内容を変更したい場合又はカスタムキットの購入を希望しなくなった場合には、その旨を書面でAirLifeに通知するとともに、AirLifeが在庫として保有するすべてのカスタムキットを購入することに同意するものとします。

10. 危険負担及び所有権

- 10.1. 文脈上別段の必要がない限り、インコタームズ2010（その後の改訂を含む。）の規定において定義され、又は特定の意味が付与されている用語若しくは表現は、本規約において同一の意味を有するものとします。ただし、インコタームズの規定と本規約の規定との間に抵触がある場合には、本規約の規定が優先して適用されるものとします。
- 10.2. 顧客とAirLifeとの間で書面による別段の合意がない限り、本製品はインコタームズ2010（その後の改訂を含む。）に定義される「CPT」の条件に従って納品されるものとします。また、当該条件は、AirLifeが書面により別途合意しない限り、本規約の一部を構成するものとします。なお、海上輸送を含む経路（通常、保険付保が行われる状況を含む。）による出荷が行われる場合であっても、AirLifeはその旨を顧客に通知する義務を負わないものとします。
- 10.3. 書面による別段の合意がない限り、本製品に係る危険負担は、インコタームズ2010におけるCPT条件に従い、本製品が最初の運送人に引き渡された時点で顧客に移転するものとします。顧客の施設その他合意された場所への納品は、あくまで本製品の物理的受領のために行われるものであり、危険負担の移転時点に影響を及ぼすものではありません。
- 10.4. 本製品の所有権及び権原は、以下の各号に関してAirLifeに支払われるべきすべての金額が、現金又は決済済み資金により全額支払われるまで、顧客に移転しないものとします。
 - 10.4.1. 本製品に係る代金。
 - 10.4.2. 本製品が顧客に引き渡された日において、顧客からAirLifeに対して現在又は将来支払われるべきその他一切の金額。
- 10.5. 本製品の所有権が顧客に移転するまでの間、顧客は、以下の各号の義務を負うものとします。
 - 10.5.1. AirLifeの受寄者として、信託的性質に基づき本製品を保管すること。
 - 10.5.2. AirLifeに費用を負担させることなく、顧客又は第三者の他の物品から本製品を分離して保管し、かつ、AirLifeの所有物であることが容易に識別できる状態を維持すること。
 - 10.5.3. 本製品に付され、又は本製品に関連する識別標識又は包装を破損、改変又は不明瞭にしないこと。
 - 10.5.4. 本製品を良好な状態に保持するとともに、AirLifeのために、本製品の全額相当額について、すべてのリスクに対し、AirLifeが合理的に満足する内容の保険を付保し続けること。
- 10.6. 顧客は、要請があった場合、保険証券をAirLifeに提示するものとします。顧客は、仕向国における本製品の輸入に関して適用されるすべての法令又は規則を遵守し、並びに本製品に係る一切の関税その他の公租公課を支払う責任を負うものとします。
- 10.7. 本製品の所有権が顧客に移転する前に、顧客が本製品を再販売できるのは、下記の条件をすべて満たす場合に限られます。



- 10.7.1. すべての再販売が、顧客の通常の営業過程において（それ以外の場合を除き）正規の市場価格で行われること。
- 10.7.2. 当該再販売は、AirLifeの所有物である本製品を、顧客が自己の名義で販売するものであり、当該再販売に際して顧客は本人として取引を行うこと。
- 10.8. 本製品の所有権及び権原が顧客に移転する前に、次のいずれかに該当した場合、顧客の本製品を占有する権利は、直ちに終了するものとします。
- 10.8.1. 破産開始決定を受けた場合、債権者との間で和解又は整理を行った場合、その他支払不能者の救済に関するその時点で有効な法令の適用を受けた場合、又は（法人である場合には）債権者集会（正式か非公式かを問わない。）を招集した場合。
- 10.8.2. 再建又は合併のみを目的とする健全な任意清算を除き、清算（任意又は強制を問わない。）に入った場合、事業の全部又は一部について管財人、管理人、管理者又は管財管理人が選任された場合、裁判所に管理者選任の申立書が提出された場合、管理者選任の意思表示が顧客若しくはその取締役又は適格浮動担保権者によりなされた場合、顧客の解散に関する決議がなされた場合若しくは裁判所に対して解散の申立て又は管理命令の申立てがなされた場合、又は顧客の支払不能若しくはそのおそれに関する手続が開始された場合。
- 10.8.3. 顧客の財産に対して、コモンロー上又は衡平法上の強制執行がなされた場合、若しくはなされることを黙認した場合、本件契約又はAirLifeと顧客との間のその他の契約上の義務のいずれかを履行しなかった場合、支払不能となった場合、又は事業を停止し若しくは事業を継続しなくなった場合。
- 10.8.4. 本製品のいずれかについて、担保設定、質権設定その他これに類する負担を課した場合。
- 10.8.5. 他の法域において、上記各号と同様の手続又は措置がとられた場合。
- 10.9. AirLifeは、本製品の所有権の全部又は一部がAirLifeから顧客に移転していない場合であっても、本製品の代金の支払いを請求する権利を有するものとします。
- 10.10. 顧客は、AirLife、その代理人及び従業員に対し、本製品が保管されている又は保管されている可能性のあるいかなる施設にも、当該本製品を検査するため、又は顧客の占有権が終了している場合には当該本製品を回収するため、いつでも立ち入ることができる取消不能の許諾を付与するものとします。
- 10.11. 顧客の占有権が終了している本製品をAirLifeが判別できない場合には、在庫中の同種の本製品について、まず顧客からAirLifeへの支払いが済んでいる分はすべて売却済みとみなされ、残りについては、顧客に対する請求書の発行順に売却済みとみなされます。
- 10.12. 理由のいかんを問わず本件契約が終了した場合であっても、本第10条に定めるAirLifeの権利（顧客の権利を除く。）は、引き続き有効に存続するものとします。

11. 不可抗力

AirLifeは、その義務の不履行又は履行の遅延が、直接的又は間接的に不可抗力事由に起因する場合には、一切の責任を負わないものとします。この場合の「不可抗力」とは、天災、戦争、テロ行為、落雷、火災、地震、嵐、洪水、爆発、及び機器、製品、原材料又は輸送手段の利用不能若しくは利用遅延、労働争議、規制当局又は政府機関の行為若しくは要求、並びに関税又は運賃の大幅な上昇を含む、AirLifeの合理的な支配の及ばないその他一切の事由をいいます。

12. 保証

- 12.1. AirLifeは、本製品について適法な権原を有し、本製品が一切の担保権その他の負担のない状態で顧客に引き渡されることを保証します。AirLifeは、AirLifeが自ら製造し又は製造させる本製品について、当該本製品が、AirLifeの書面による指示に従って輸送、保管、取扱い、使用及び整備されることを条件として、保証期間中、その仕様どおりに機能することを保証します。法令により禁止される場合を除き、AirLifeは、上記以外のすべての明示又は黙示（法令、コモンローその他を問わない。）の条項、保証、表明及び条件、すなわち商品性、特定目的への適合性、満足すべき品質又は隠れたる瑕疵に関するいかなる条項、保証、表明又は条件も明示的に排除するものとし、上記がAirLifeから顧客に対して提供される唯一かつ完全な保証を構成す



るものとします。第21条の定めに従い、上記保証違反についてAirLifeが負う唯一の義務であり、かつ顧客が取り得る唯一の救済は、AirLifeの裁量により、本製品を修理又は交換すること、又は本製品の返品と引換えに当該本製品の価格相当額を顧客に対して払い戻すこととします。

- 12.2. 顧客は、不良品を発見した場合には、速やかにAirLifeに通知し、当該本製品をAirLifeに返送するものとします。AirLifeは、当該本製品について、AirLifeの裁量により、速やかに不良品を修理し又は交換するか、当該本製品の価格相当額を顧客に払い戻すものとします。ただし、以下の各号の条件を満たすことを要します。
(a) 保証期間内に、当該不良についてAirLifeに対し書面により速やかに通知していること。(b) 当該本製品が、試験を実施できる状態で返送されていること。(c) 当該本製品についてAirLifeが検査を行い、合理的に満足し得る範囲で、当該本製品が不良品であり、かつ、当該不良が誤用、誤った用途への使用、乱暴な取扱い、放置、改変、修正、事故、不適切な保管、輸送又はハンドリング、不可抗力事由、その他AirLifeによる本製品の運送業者への引渡し後の事由によって生じたものではないことが確認されていること。
- 12.3. 第12.2項の(c)号に列挙された事由の結果としてAirLifeにより不良であると判断された本製品は、不良品の定義に該当するものとはみなされず、上記の保証の適用を受けないものとします。

13. 責任の制限

- 13.1. 契約違反、不法行為（過失によるものを含む。）、法定義務違反、補償その他いかなる原因に基づくかを問わず、本件契約に基づき又はこれに関連して顧客に対してAirLifeが負う賠償責任の総額は、以下の金額を上限とします。
(i) 第12.1項の保証に適合しない場合には、当該不適合本製品に適用される発注書に基づき顧客が支払うべき本製品の総購入代金の100%。
(ii) いかなる場合においても、当該発注書に基づき顧客が本製品について支払うべき総購入代金の100%。
- 13.2. AirLifeは、本製品の販売に関連して、顧客に対し、得べかりし利益又は機会の逸失、営業上の損害、実際又は予想される売上高又は利益の減少、収入の喪失、事業の喪失、契約の喪失、顧客の喪失、機会の喪失、予想される節減額の喪失その他これらに類する財産的損害、顧客の営業権、信用又はイメージの毀損、データの喪失、損壊又は破損、規制当局による罰金又は事業停止に関する費用、その他いかなる種類の間接損害又は結果的損害についても、一切責任を負わないものとします。これらは、当該損害が予見可能であったか否か、又は当事者の予見の範囲内にあったか否か、また契約違反、不法行為（過失によるものを含む。）、法定義務違反、補償その他いかなる原因に基づくかを問いません。
- 13.3. 誤解を避けるために付言すると、本規約に基づくAirLifeの責任に関するいかなる制限又は免責も、法令により許容される範囲においてのみ効力を有するものとします。また、本規約のいかなる規定も、適用法令により默示される条件又は保証について、これを排除、制限又は修正することにより本規約が無効又は執行不能となる場合には、そのような排除、制限又は修正を意図するものではありません。前記を限定することなく、本規約のいかなる規定も、以下に関するAirLifeの責任を制限又は免除するものではありません。
(a) AirLife、その従業員、代理人又は下請業者の過失に起因する死亡又は人身傷害。
(b) 詐欺又は詐欺的な不実表示。
(c) 適用法令に基づく強行的な法定権利の侵害（英國取引に関しては、Sale of Goods Act1979第12条及びSupply of Goods and Services Act1982第2条を含むが、これらに限定されない。）。
(d) 本件契約を規律する法域において、法令上、免除又は制限することができない責任。

14. 製品の安全

- 14.1. 顧客は、以下の各号を確保し、かつこれを遵守させるものとします。
(a) 本製品が、その設計及び供給の目的及び方法に従ってのみ使用されること。
(b) 本製品を使用し、又はこれに接触する可能性のあるすべての者が、適切な訓練を受け、並びにAirLifeが提供する該当する説明書及び関連文書の写しを受け取ること。
(c) 本製品を使用し、若しくは本製品の影響を受け、又は本製品に依拠する第三者に対し、当該本製品に関連する一切の危険及び有効性の限界について、十分かつ明確な警告が与えられること。
(d) 安全な作業慣行が採用され、かつ遵守されること。
(e) 本製品に表示された警告表示が、除去又は不明瞭にされないこと。
(f) 本製品の使用が、特定の指示又は警告に従うことを条件とされている場合には、当該指示又は警告が厳格に遵守されること。
(g) AirLifeが要求するすべての現場安全は正措置が適用され、かつ遵守されること。

15. 製品の変更



15.1. AirLifeは、いつでも、かつ事前の通知なく、本製品（すでに顧客に納品され、使用中の本製品を含む。）について、当該本製品の形状、適合性又は機能に重大な影響を及ぼさない変更、又は適用法令により要求される変更、若しくは適用される規格又は安全基準に適合するために必要な変更を行う権利を有するものとします。当該変更が本製品に重大な影響を及ぼす場合には、AirLifeは、合理的な商業上の努力をもって、当該変更について顧客に対し相当期間の事前通知を行うものとし、いかなる場合においても、当該通知期間は、適用される法令及び規則の要件に従うものとします。

16. 社内使用、廃棄及び輸出管理

16.1. AirLifeは、顧客による本製品の再販売及び再販売された本製品に関して、一切の責任を負わないものとします。顧客は、自己による再販売に関連して生じる一切の請求、訴訟、責任、損失、損害及び費用（弁護士費用を含む。）について、AirLifeを補償し、かつ損害を与えないことを保証するものとします。顧客は、本製品を欧洲経済領域外の国に輸出し、売却し、又はその他の方法により迂回流通させてはなりません。さらに、顧客は、本製品及び関連するすべての技術データが、本製品の納品が行われる国の適用法令に違反して、当該国の国外に輸出、販売又はその他の方法により転送されないことを保証するものとします。

16.2. 当事者間で書面による別段の合意がない限り、顧客は、本製品の廃棄について、その全面的な責任を負い、これに要する費用を負担するとともに、適用される法令に従って当該廃棄を実施することに同意するものとします。

17. 知的財産権

17.1. 顧客は、本製品に関する又はこれに関係するすべての知的財産権が、常にAirLife、その関係会社又は適用される第三者権利者に帰属することを確認し、これらについて、いかなる権利、権原又は持分も取得しないものとします。

17.2. 顧客は、AirLifeの知的財産権が侵害されている、又は侵害されるおそれがあることを認識した場合には、速やかにその旨をAirLifeに通知し、当該権利の保護のために必要な措置を講じるにあたり、AirLifeが要請する支援を提供するものとします。

17.3. 当事者間で書面により明示的に別途合意しない限り、かつ、顧客が本製品をその供給目的及び方法に従って使用する権利を害しない範囲において、AirLifeの知的財産権は、いかなる方法によっても顧客により使用又は利用されてはならないものとします。特に、顧客は、AirLifeの事前の書面による承諾なく、AirLife又は本製品に関連して使用されるロゴ、ブランド、名称又は商標（登録の有無を問わない。）を使用し、又はこれらに言及してはならないものとします。

17.4. 顧客は、本製品が第三者の特許権、著作権、営業秘密その他の知的財産権を侵害していると主張する請求、主張、訴訟又は手続（「侵害請求」）について、現実に通知を受領した場合には、速やかにその旨をAirLifeに通知するものとします。その場合、顧客は、各侵害請求の防御及び／又は和解について、AirLifeに専属的な管理権限を付与するものとします。AirLifeの要請により、かつ、その費用負担において、顧客は、侵害請求の防御及び／又は和解に必要かつ合理的な範囲で、すべての協力を提供するものとします。顧客は、AirLifeの書面による事前の同意なく、侵害請求に関して責任を認め、又は和解若しくは妥協に同意してはならないものとします。顧客が本第17.4項に基づく義務を遵守することを条件として、AirLifeは、侵害請求に関してなされた裁判上の判断又は和解に直接起因して顧客に生じた一切の責任、費用、支出、損害及び損失について、顧客を補償するものとします。なお、当該侵害請求が、本規約に違反した顧客による本製品の使用から生じた場合には、AirLifeは、当該侵害請求に関して顧客に対し、いかなる義務又は責任も負わないものとします。

17.5. 侵害請求が提起された場合、又はAirLifeが、本製品が第三者の知的財産権を侵害している若しくは侵害するおそれがあると判断した場合、又はその旨の通知を受領した場合には、AirLifeは、その裁量により、当該本製品を実質的に同等の本製品と交換すること、当該本製品の性能に重大な影響を及ぼさない方法で当該本製品を変更すること、又は当該本製品の返品と引換えにその価額相当額を顧客に払い戻すことができるものとします。侵害請求により、顧客に対して、本第17条に定める権利を超えるいかなる権利も付与されるものではありません。



18. 秘密保持

- 18.1. 各当事者は、相手方の機密情報を、本規約に基づく自己の義務を履行するために必要な範囲でのみ利用するものとし、政府機関、裁判所又は規制当局から合理的に要求される場合を除き、これをいかなる第三者にも開示しないものとします。受領当事者は、以下の条件をすべて満たす場合に限り、自己の役員、従業員及び代理人に対して機密情報を開示することができるものとします。(i) 当該開示が、本規約に基づく義務を履行する目的のために必要な範囲に限られること。(ii) 当該役員、従業員又は代理人が、少なくとも受領当事者が本規約に基づき当該機密情報を開示してはならない期間と同一期間、当該機密情報を秘密として保持する義務を負っていること。
- 18.2. 受領当事者は、当該機密情報の機密性を維持し、並びに盜難、毀損、滅失又は無権限によるアクセスから当該機密情報を安全に保護するために必要なすべての合理的な措置を講じるものとします。これには、受領当事者が自己の同種の機密情報を保護するのと同程度の注意義務をもって取り扱うことが含まれます。受領当事者は、当該機密情報の不正使用又は不正流用が判明した場合には、速やかにその旨を書面で開示当事者に通知するものとします。
- 18.3. 前各項の秘密保持義務は、以下の各号のいずれかに該当する機密情報については、適用されないものとします。(i) 受領当事者の秘密保持義務違反による場合を除き、公知となったもの。(ii) 適法に、かつ開示制限なく第三者から受領したもの。(iii) 開示を受ける以前から受領当事者が正当に保有していたもの。(iv) 受領当事者が独自に開発したもの。(v) 法令又は証券取引所の規則により開示が義務付けられているもの。

19. 報告義務及び調査

- 19.1. 顧客は、適用されるすべての法令を遵守する義務に加え、あらゆる本製品に関する事故又はヒヤリハット事象について、以下のとおりAirLifeに報告し、当該事故又はヒヤリハット事象に関連する入手可能なすべての情報を提供するものとします。(a) 死亡に至った場合は、当該事故の発生と同時に直ちに報告すること。(b) 重傷に至った場合又はそのおそれがあった場合は、当該事故の発生から24時間以内に報告すること。さらに、顧客は、すべての苦情、報告、通知又は意見の一切について、7日以内（又はAirLifeが隨時指定する期間内）にAirLifeに報告するものとします。これらの報告義務は、以下に該当する、エンドユーザー又は政府機関からのすべての苦情、報告、通知又は意見にも、限定されることなく適用されます。(a) 本製品に関連するいざれかの文書が不十分であるとするもの。(b) 本製品の識別、品質、耐久性、信頼性、安全性、有効性又は性能に関する不備の主張に関するもの。(c) 本製品に関する有害事象、傷害、欠陥又は不具合に関するもの。顧客は、特定の事故、ヒヤリハット事象、苦情、報告、通知又は意見が本第19.1項に基づき報告すべきか否かについて疑義が生じた場合には、報告対象を広く解釈し、当該事項を速やかにAirLifeに報告するものとします。
- 19.2. 顧客は、事故及びヒヤリハット事象の調査、並びに受領したすべての苦情、報告、通知又は意見（政府機関その他いかなる者からのものであるかを問わず、かつ有害事象、傷害、欠陥又は不具合に関するものその他本製品に関連する一切の事項を含む。）に関して、AirLifeに対し、調査に必要なすべての情報及び支援を提供するものとします。顧客が、事故又はヒヤリハット事象について政府当局に報告書を提出する場合には、適用法令又は規則により別段の定めがある場合を除き、提出に先立って可能な限り当該報告書の写しをAirLifeに提供するとともに、いざれの場合においても、提出後直ちにその旨をAirLifeに通知するものとします。本条に基づき顧客がAirLife及びその代理人並びに政府当局に提出又は提供すべきすべての文書及び情報は、AirLifeに対して無償で提出又は提供されるものとします。

20. データ保護

- 20.1. 当事者は、本規約に基づき開示される個人データについて、各当事者がそれぞれ独立した管理者として行為することを確認するものとします。当事者はいかなる場合も共同管理者として個人データを取り扱うことはありません。各当事者は、EU一般データ保護規則（GDPR）、英国データ保護法2018及びその他の強制適用される地域法令を含む、すべての適用されるデータ保護関連法令を遵守するものとします。各当事者は、以下を実施するものとします。
- 20.1.1. 個人データを、不正又は違法な取扱い並びに偶発的な滅失、破壊又は損傷から保護するため、適切な技術的及び組織的対策を講じること。



- 20.1.2. 本規約に基づき共有されるデータに影響を及ぼす個人データ侵害が発生した場合、遅滞なく相手方に通知すること。
- 20.1.3. 個人データの越境移転が、適用される法的要件（標準契約条項その他の適法な移転メカニズムを含む。）に従って行われるようにすること。
- 20.1.4. 本規約に基づき共有される個人データに関して、データ主体からの請求又は監督当局からの照会に対応するため、相手方に対し合理的な範囲で協力すること。

21. 謾渡及び第三者の権利

- 21.1. 法令により許容される範囲において、顧客は、AirLifeの明示的な書面による事前の承諾なく、本規約に基づく自己の権利若しくは義務の全部又は一部を譲渡、承継又は移転することはできません。AirLifeは、顧客の同意なく、本規約に基づく自己の権利若しくは義務の全部又は一部を、自己の関係会社、正規販売代理店、技術サービス担当者、本製品の製造者又はその他の当事者に対して、譲渡、承継又は移転することができるものとします。本規約の当事者でない者は、そのいかなる条項についても、本規約に基づきこれを執行する権利を有しないものとします。また、Contracts (Right of Third Parties) Act 1999は、本件契約のいずれについても適用されないものとします。

22. 準拠法

- 22.1. 本規約に関する一切の事項（契約外の紛争又は請求を含む。）は、国際物品売買契約に関する国際連合条約（CISG）又は国際物品売買に関する時効の条約を除外した上で、AirLifeの契約当事者が所在する法域の法律を専属的に準拠法とするものとします。また、本規約に起因し、又は関連する一切の紛争（解釈に関するもの及び契約外の紛争又は請求を含む。）は、AirLifeの法的契約当事者が所在する法域の裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決されるものとします。

23. 完全合意、無効、権利放棄

- 23.1. 本規約は、その対象事項に関して当事者間の完全な合意を構成し、口頭又は書面によるものを問わず、これに関する当事者間の従前のすべての合意、了解、取引及び通信に優先し、これらに取って代わるものとします。本規約のいずれかの規定の全部又は一部が無効とされた場合であっても、他の規定又はその残余部分の有効性には影響を及ぼさないものとします。当事者のいずれかが、本規約に基づく自己の権利の行使又は執行をしなかったとしても、当該権利を放棄したものとはみなされず、また、当該権利のその後の行使又は執行を妨げるものではありません。なお、AirLifeによるいかなる条項の放棄も、書面によって行われた場合のみ有効とします。

24. 法令遵守

- 24.1. 各当事者は、本規約に基づく自己の履行に関連して、医療機器、贈収賄及び汚職、制裁、輸出管理、人権、現代奴隸制並びに環境保護に関する法令を含むがこれらに限定されない、適用されるすべての法令及び規則を遵守するものとします。本条に基づく法令遵守義務は、第22条に定める準拠法に関する条項に付加的に適用されるものであり、これを制限するものではありません。顧客は、禁止された用途のため、又は制裁対象者に対して、本製品を販売又は使用してはなりません。本条のいかなる規定も、EEA域内における適法な再販売を制限するものではありません。各当事者は、法令遵守を証明するための適切な記録を保持し、医療機器のトレーサビリティ又は法令遵守事項に関する合理的な監査に協力するものとします。ただし、当該監査は、合理的な事前通知、秘密保持義務を条件とし、かつ、通常の営業時間内に実施されるものとします。

25. 不正な影響力

- 25.1. AirLife及び顧客は、それぞれ、自らの知る限りにおいて、自己又はその役職員、医療関係者若しくは関係団体のいずれも、相手方又はその関係者若しくは関係会社に対して重大な影響力を有していないこと、並びに、本規約に明示的に定められたものを除き、本規約に関連して直接又は間接のいかなる利益も受領しないことを表明し、かつ保証します。また、AirLife及び顧客は、それぞれ、本規約に関連して違法な誘因の提供に関して、相手方から通知された適用法令又は規則若しくは適用される方針に違反していないことを保証します。



26. 発効日

26.1. 本規約は、1ページ目に記載された発行日から効力を生じ、当該発効日以降に締結されるすべての取引に適用されるものとします。本規約は、AirLifeの単独の裁量により、隨時改訂され又は差し替えられることがあり、いかなる改訂又は差替えについても、その適用開始日が明示されるものとします。当該改訂後又は差替え後の本規約は、当該改訂後又は差替え後の本規約が効力を生じた日以降に締結されるすべての取引に適用されるものとします。

27. 通知

27.1. 本規約に関する一方当事者から他方当事者に対してなされるすべての通知は、書面により行われ、受領当事者の登記上の住所において、法務顧問／ゼネラルマネージャー宛に、持参、宅配便又は郵便（配達証明付き又は書留、いずれも料金前納）により送達されるものとします。通知は、(a) 持参、宅配便又はファクシミリにより送達された場合には、当該送達時に、また、(b) 配達証明付き又は書留郵便により送達された場合には、発送日から3営業日後に、それぞれ到達したものとみなされます。いずれの当事者も、相手方に対し書面で通知することにより、通知先住所を変更することができるものとします。